

平成 11 年 9 月 6 日

スポーツ振興投票委託業務に係る「基本契約書」の
締結について

本日、日本体育・学校健康センターは、株式会社大和銀行とスポーツ振興投票委託業務に係る「基本契約書」を、別紙のとおり締結しましたのでお知らせいたします。

(写)

基本契約書

日本体育・学校健康センター理事長逸見博昌（以下「甲」という。）と株式会社大和銀行代表取締役勝田泰久（以下「乙」という。）は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号。以下「投票法」という。）第18条第1項に係る業務委託に関し、次の各条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 甲は、投票法第18条第1項に規定する業務を乙に委託する。附帯業務は、おおむね次のとおり（具体的内容については、甲乙協議の上、別に定める。）とする。乙は、あらかじめ、甲の承認を受けて、これらの業務の一部を再委託することができる。

販売システムの管理事務
経理業務
販売関連業務
情報処理業務
消耗品等供給業務
広報宣伝業務

第2条 乙は、投票法第18条第1項の委託業務について、法令の規定に基づき、かつ、乙が公開提案競技の提案書で示した構想に沿って実施するものとする。ただし、甲乙協議の上、その構想の一部を修正することができる。

第3条 投票法第18条第1項の委託業務を実施するために必要とする施設、設備等は、乙が調達する。

第4条 甲は、乙に対し第1条に規定する業務の委託料（前条に規定する調達に要する経費並びに消費税額及び地方消費税額を含む。）を最初にスポーツ振興投票券を発売する年度以降の各年度ごとに、日本体育・学校健康センター予算で定めるところにより支払うものとする。

2 甲は、スポーツ振興投票券の年間発売額が過少となること又は投票法第13条の規定に基づき券面金額を払戻金として交付することにより、乙に対して前項の委託料の総額を支払うことができない場合には、文部大臣が定めるところにより、残余の額を後年度に繰り越して支払うものとする。

第5条 乙は、他の金融機関と合併し、又は他の金融機関に営業譲渡を行う場合には、この契約に基づく委託業務を継続して実施できる措置を講ずるものとする。

第6条 この契約は、特段の事情のない限り、最初にスポーツ振興投票券を発売した日から5年を経過した日の属する事業年度末まで効力を有するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印し、各自1通を保有する。

平成11年9月6日

甲

東京都新宿区霞ヶ丘町10番地
日本体育・学校健康センター

理 事 長 逸 見 博 昌

乙

大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号
株式会社大和銀行

代表取締役 勝 田 泰 久